（仮称）吹田市新市民病院移転建替工事

要求水準書

平成２７年８月３日

地方独立行政法人　市立吹田市民病院

目　　次

１　総則 1
（１）要求水準書の定義 1
（２）要求水準書の適用範囲 1

２　基本的事項 2
（１）本工事の概要 2
（２）本工事の業務内容 2
（３）本工事の契約期間等 2
（４）留意事項 3

３　敷地の計画条件 7
（１）敷地の概要 7
（２）敷地の整備状況 7
（３）都市計画等の手続に係る留意事項 9
（４）吹田市開発事業の手続等に関する留意事項 9

４　施設の計画条件 10
（１）施設の概要 10
（２）施設の整備方針 11
（３）施設設計に係る留意事項 11
（４）要求水準書等の変更 17
（５）別途発注工事等 19

５　業務共通の要求水準 20
（１）実施設計業務・建設業務共通事項 20

６　実施設計業務に関する要求水準 30
（１）業務の方針 30
（２）業務の適用基準 30
（３）業務の範囲 30
（４）業務の実施条件 32
（５）提出書類・成果品 32

７　建設業務に関する要求水準 33
（１）業務の方針 33
（２）業務の適用基準 33
（３）業務の範囲 33
（４）業務の実施条件 34
（５）提出書類・成果品 41

【別添資料】

別添資料１　基本設計書
別添資料２　基本設計書 技術資料編
別添資料３　基本設計図
別添資料４　測量報告書
別添資料５　地盤調査報告書
別添資料６　諸室リスト
別添資料７　ヒアリング図
別添資料８　工事区分表
別添資料９　業務の提出書類・成果図書リスト
別添資料１０　地中障害物位置図・写真
別添資料１１　埋蔵文化財調査実施済範囲
別添資料１２　現況敷地平面図
別添資料１３　吹田市新市民病院基本構想

１　総則

（１）要求水準書の定義

この要求水準書及び別添資料（以下、「本要求水準書等」という。）は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、「当院」という。）が、（仮称）吹田市新市民病院移転建替工事（以下、「本工事」という。）を実施するにあたり、当院が本工事を実施する事業者（以下、「受注者」という。）に要求する水準、その他の事項（以下、「要求水準」という。）を定めるものであり、入札参加者に交付する入札説明書と一体のものとして取り扱う。

なお、この要求水準は、当院が求める最低限の水準であり、受注者の提案に記載された性能又は水準が、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、提案の記載が本要求水準書等の記載に優先するものとする。

（２）要求水準書の適用範囲

以下に示す資料及び適用基準等は相互に補完するものとする。ただし、相違がある場合の優先順位は次のとおりとし、これにより難い場合又は明示のない場合若しくは疑義を生じた場合は、当院と協議するものとする。

①関係法令・条例等
②質問回答書
③要求水準書等（別添資料を含む）
④適用基準等

２ 基本的事項

（１） 本工事の概要

本工事は、当院が実施した（仮称）吹田市新市民病院（以下、「本施設」という。）の基本設計に対して、品質・性能を向上させる又は工事費等を低減するための技術提案（以下、「ＶＥ提案」という。）を受けて入札を行い、受注者が実施設計及び施工を一括して行う基本設計先行型　設計・施工一括発注方式により実施するものである。

（２） 本工事の業務内容

ア．実施設計業務

（ア） 本施設の実施設計

（イ） 実施設計に伴う許認可申請業務

イ．建設業務

（ア） 本施設の建設工事

（イ） 工事・その他関連業務に伴う許認可申請業務

（３） 本工事の契約期間等

本工事の契約期間は、契約の締結日（平成 27 年 12 月下旬を予定）から全工事完了後の引渡日までとする。次のスケジュールで本工事を行うものとする。

ただし、技術提案により工期が短縮される場合は、提案された期日を引渡日とし、引渡日以降のスケジュールが前倒しされるものとする。

契約締結	平成 27 年 12 月下旬を予定
実施設計・建設期間	平成 28 年 1 月～平成 30 年 8 月
完成・引渡し	平成 30 年 8 月 31 日まで
移転準備期間（予定）	引渡日から 4 ヶ月程度

（4） 留意事項

ア．指定・認定取得への対応

地域の中核病院としての役割を果たすべく、次に示す指定・認定取得に対応できる施設とすること。着工までに、その他の指定・認定を取得した場合は、当院と協議するものとする。

- 大阪府がん診療拠点病院指定所
- 呼吸器外科専門医合同委員会基幹施設
- 日本 IVR 学会専門医認定修練施設
- 日本アレルギー学会準認定教育施設（小児科）
- 日本医学放射線学会認定放射線科専門医修練機関
- 日本眼科学会専門医制度認定研修施設
- 日本がん治療認定医機構認定研修施設
- 日本緩和医療学会認定研修施設
- 日本外科学会認定専門医修練施設
- 日本血液学会認定血液研修施設
- 日本呼吸器学会認定施設
- 日本呼吸器内視鏡学会専門医関連認定施設
- 日本産婦人科学会専門医制度専攻医指導施設
- 日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
- 日本循環器学会認定循環器専門医研修施設
- 日本消化器科学会認定専門医修練施設
- 日本消化器内視鏡学会認定指導施設
- 日本消化器内視鏡学会認定専門医制度認定施設
- 日本消化器病学会認定施設
- 日本食道学会認定施設
- 日本小児科学会小児科専門医研修施設
- 日本腎臓学会認定研修施設
- 日本整形外科学会認定研修施設
- 日本大腸肛門病学会認定施設
- 日本胆道学会指導施設
- 日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設
- 日本手外科学会認定研修施設
- 日本透析医学会専門医制度認定施設
- 日本糖尿病学会認定教育関連施設
- 日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会認定エキスパンダー実施施設

- 日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医教育施設
- 日本皮膚科学会認定専門医研修施設
- 日本病理学会認定研修登録施設
- 日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- 日本臨床細胞学会認定施設
- 日本臨床腫瘍学会認定研修施設
- 臨床研修認定病院
- 地域医療支援病院
- 病院機能評価

イ．診療報酬上の施設基準及び加算等への対応

次に示す現病院の診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な計画とすること。開院時に取得する施設基準及び加算等については実施設計業務の段階で決定し、その旨を指示するものとする。

表．施設基準届出一覧（平成 27 年 3 月 1 日時点）

区分	No.	名称
基本診療料	1	一般病棟入院基本料
	2	総合入院体制加算 2
	3	臨床研修病院入院診療加算
	4	救急医療管理加算
	5	妊産婦緊急搬送入院加算
	6	診療録管理体制加算 2
	7	医師事務作業補助体制加算 2
	8	急性期看護補助体制加算
	9	重症者等療養環境特別加算
	10	無菌治療室管理加算 2
	11	医療安全対策加算 1
	12	感染防止対策加算 1
	13	感染防止対策地域連携加算
	14	患者サポート体制充実加算
	15	ハイリスク妊婦管理加算
	16	ハイリスク分娩管理加算
	17	退院調整加算
	18	救急搬送患者地域連携紹介加算
	19	救急搬送患者地域連携受入加算
	20	病棟薬剤業務実施加算
	21	データ提出加算 2
	22	小児入院医療管理料 4

	23	特定集中治療室管理料 1
	24	地域包括ケア病棟入院料 1
	25	回復期リハビリテーション病床入院料
特掲診療料	26	高度難聴指導管理料
	27	糖尿病合併症管理料
	28	がん性疼痛緩和指導管理料
	29	がん患者指導管理料 1
	30	がん患者指導管理料 2
	31	がん患者指導管理料 3
	32	糖尿病透析予防指導管理料
	33	地域連携小児夜間・休日診療料
	34	地域連携夜間・休日診療料
	35	夜間休日救急搬送医学管理料
	36	ニコチン依存症管理料
	37	開放型病院共同指導料（Ⅱ）
	38	地域連携診療計画管理料
	39	がん治療連携計画策定料
	40	肝炎インターフェロン治療計画
	41	薬剤管理指導料
	42	医療機器安全管理料 1
	43	造血器腫瘍遺伝子検査
	44	HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
	45	検体検査管理加算（Ⅰ）
	46	検体検査管理加算（Ⅳ）
	47	植込型心電図検査
	48	時間内歩行試験
	49	ヘッドアップティルト試験
	50	補聴器適合検査
	51	コンタクトレンズ検査料
	52	小児食物アレルギー負荷検査
	53	画像診断管理加算 1
	54	CT 撮影及び MRI 撮影
	55	大腸 CT 撮影加算
	56	冠動脈 CT 撮影加算
	57	心臓 MRI 撮影加算
	58	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
	59	外来化学療法加算 1
	60	無菌製剤処理料
	61	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
	62	運動器リハビリテーション（Ⅰ）
	63	呼吸器リハビリテーション（Ⅰ）
	64	処置の時間外、休日及び深夜の加算

	65	透析液水質確保加算 2
	66	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
	67	手術の時間外、休日及び深夜の加算
	68	組織拡張器による再建手術
	69	乳がんセンチネルリンパ節加算 2
	70	ゲル充填人口乳房を用いた乳房再建術
	71	経皮的冠動脈形成術
	72	経皮的冠動脈ステント留置術
	73	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
	74	植込型心電図記録計移植術
	75	植込型心電図記録計摘出術
	76	大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
	77	胃瘻造設術
	78	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
	79	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
	80	生体腎移植術
	81	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む）及び 6 に掲げる手術
	82	輸血管理料 I
	83	輸血適正使用加算
	84	人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
	85	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
	86	麻酔管理料（Ⅰ）
	87	麻酔管理料（Ⅱ）
	88	高エネルギー放射線治療
	89	病理診断管理加算 1
	90	酸素加算
食事療法・生活療法	91	入院時食事療養（Ⅰ）
	92	入院時生活療養（Ⅰ）

ウ．病棟構成及び病床配分

総病床数・病棟構成・病床配分はこれまでの院内調整の結果である基本設計書の内容を遵守すること。

３ 敷地の計画条件

（１） 敷地の概要

ア．建設場所

大阪府吹田市岸部新町

北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業区画（4 街区）の一部

イ．敷地面積

17,813.69 ㎡

ウ．法的規制等

用途地域等	：商業地域
防火地域指定	：防火地域
その他地域地区	：吹田操車場跡地地区 地区計画
指定容積率	：600％
指定建蔽率	：80％
日影規制	：【敷地北側】第二種中高層住居専用地域部分 5m/4 時間・10m/2.5 時間・測定面 4.0m 【敷地北側・西側】第一種住居地域部分 5m/5 時間・10m/3 時間・測定面 1.5m

（２） 敷地の整備状況

ア．敷地現況

敷地は北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地　土地区画整理事業区域（４街区）の一部であり、ＪＲ岸辺駅の北西に位置し、東側の隣接地には複合商業施設の建設が予定されている。自動車及び歩行者の敷地へのアクセスは北側道路（天道岸部線）から可能。また、ＪＲ岸辺駅の南北自由通路を経て、ＪＲ岸辺駅北駅前広場上空及び複合商業施設内に公共通路（デッキ）が整備され、当敷地東側に２階レベルで歩行者のアクセスが可能となる予定である。

イ．インフラ整備状況

インフラ整備状況は次のとおりである。

電気	敷地北西道路マンホールより地中にて 6.6kV2 回線を引込み。 引込位置は、【別添資料２】電気設備技術資料の電-1「電力引込図」を参照。
通信	敷地北西道路 マンホールより地中にて引込み。 引込位置は、【別添資料２】電気設備技術資料の電-37「情報引込図」を参照。
ガス 上水道 下水道	中圧ガス本管より中圧にて引込み。 水道本管 400mmφから分岐。口径 100mmφで引込み。 下水本管に接続管 200mmφ×2 カ所で接続し放流。 引込位置及び接続位置は、【別添資料２】機械設備技術資料の機-1「給水・排水・ガス引込図」を参照。

ウ．周辺道路状況

敷地北側：天道岸部線／幅員 16m

敷地西側：区画街路 4 号線／幅員 8.4m

エ．地盤状況

【別添資料５】地盤調査報告書による。

オ．土壌汚染状況

土壌汚染調査は完了している。また、本工事に係る「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」及び「土地の利用履歴等調査結果報告書」については提出済みである。

カ．地中埋設物状況

【別添資料１０】地中障害物位置図・写真に記載されている地中障害物について、工事の支障となる場合は撤去・処分すること。

キ．埋蔵文化財調査実施済範囲

【別添資料１１】埋蔵文化財調査実施済範囲に示す範囲について、文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査を実施済みである。本工事に伴う掘削は、当該範囲内とするよう建物配置、引込みルート等を計画すること。ただし、掘削深さ等から埋蔵文化財を乱す恐れがないものについてはこの限りではない。

ク．電波障害調査

本工事場所近隣のテレビ電波受信状況調査を予測調査（実施設計業務完了後)、実測調査（躯体工事終了後、足場養生の状態で実施）の 2 回実施すること。調査ポイントは 20 ヶ所とし、調査地点、調査対象チャンネルは当院の指示に従うこと。

ケ．近隣家屋調査

本工事による影響が考えられる範囲（敷地に隣接する建物、主な搬出入経路沿いの建物等）について、近隣家屋調査を実施すること。対象建物の詳細については当院と協議すること。

(3) 都市計画等の手続に係る留意事項

ア．吹田操車場跡地土地区画整理事業に係る都市計画の手続

本工事整備対象用地は独立行政法人 都市再生機構が施行する「北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業」の区域内にあり、平成 20 年 7 月 17 日に同事業に係る都市計画決定、平成 21 年 4 月 27 日に事業認可、平成 23 年 6 月 14 日に事業計画変更が行われている。平成 28 年 3 月末土地区画整理事業終了予定。今後、同事業の都市計画に伴う手続等が発生する場合は、都市計画法を遵守し、関係者と協議・調整を行ったうえで、実施設計において反映すること。

イ．地区計画の手続

本工事整備対象用地は「吹田操車場跡地地区 地区計画」の区域内にあり、「医療健康及び教育文化創生ゾーン」に位置付けられている。今後吹田市において、本工事整備対象用地を含む地区計画区域内の未指定の区域に対し地区整備計画の策定（壁面位置の制限等）が予定されているので、これを遵守し、実施設計において反映すること。

(4) 吹田市開発事業の手続等に関する留意事項

「吹田市開発事業の手続等に関する条例(平成 23 年 3 月 29 日施行)」及び関係法令・条例・指導要綱等について、関係者との協議・調整を行ったうえで、実施設計において反映すること。

４ 施設の計画条件

（１） 施設の概要

ア．施設名称

（仮称）吹田市新市民病院

イ．施設用途

病院

ウ．病床数

431 床

一般病床 386 床（うち ICU4 床、救急専用病床 8 床）

回復期リハビリテーション病床 45 床

エ．診療科

25 診療科

内科、循環器科、神経内科、消化器内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、腎泌尿器科、放射線診断科、リハビリテーション科、麻酔科、精神科、心療内科、病理診断科、歯科（障がい者）、救急診療科（総合診療科）、放射線治療科

オ．建築面積

10,238.33 ㎡

カ．延床面積

45,007.57 ㎡

≪内訳≫

病院本体	:	36,648.57 ㎡
立体駐車場	:	7,797.10 ㎡
医療ガス・倉庫棟	:	503.46 ㎡
受水槽・ポンプ室	:	27.45 ㎡

キ．駐車台数

自動車駐車台数　約 280 台

自転車駐輪台数　約 380 台

原付・バイク駐輪台数　約 120 台

ク．建築物の規模・構造

病院本体	：鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・免震	地上８階(建基法上９階)、塔屋１階
立体駐車場	：鉄骨造	地上４階(４層５段)
医療ガス・倉庫棟	：鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上２階
受水槽ポンプ室	：鉄骨造（鋼板製）	地上１階
自動二輪置き場	：鉄骨造	地上１階

ブリッジー１（病院本体と商業施設を接続）

ブリッジー２（病院本体と立体駐車場を接続）

ケ．耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修　平成８年版）の耐震安全性による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

病院本体	：Ⅰ類
ブリッジー１（病院本体と商業施設を接続）	：Ⅱ類
ブリッジー２（病院本体と立体駐車場を接続）	：Ⅲ類
立体駐車場	：Ⅲ類
医療ガス・倉庫棟	：Ⅲ類
大庇	：Ⅲ類

（２）施設の整備方針

【別添資料 1】基本設計書　１．設計の基本方針に示すとおりとする。

（３）施設設計に係る留意事項

施設計画内容、仕様等については、本要求水準書等によるが、次の事項に留意すること。

ア．建築計画の留意事項

（ア）平面・階構成計画

a．平面計画・階構成計画については、基本設計書の内容を遵守すること。平面計画・階構成計画等の変更を行う場合は、当院と十分な協議を行い、当院が採用を認め、承諾した場合に限り、変更を認めるものとする。

(イ) 外装計画

a. 耐久性の高い構造材・外装材の採用や防汚性のある外装材の使用等により、大規模な修繕や更新の負担の軽減化、メンテナンスフリー化を図る。
b. 防水、防湿、防音、断熱及び結露について十分な対応を行うこと。
c. 再生材等環境にやさしい材料の採用に努めるとともに、施設建設時にも廃棄物排出量を抑制する工法を採用する等、省資源・リサイクルに努める。

(ウ) 内装計画

a. 内部仕上げは【別添資料６】諸室リストに基づいた仕様とする。記載されている仕上げは諸室機能により大きく分類したものであるため、病院が同等と認めるものについては採用できるものとする。
b. 患者・家族や医療スタッフが快適に過ごせるよう、家具やサインを含めたインテリアについては、デザイン・色彩等をトータルにコーディネートする。
c. 汚れにくい建築材料やほこりがたまりにくいディテールを採用する等、清潔管理や感染・汚染防止、清掃の容易さ等に配慮した計画とすること。
d. 壁、柱等の出隅にはコーナーガードを設置する。また、ストレッチャーや物品カート、配膳車等による壁面破損や汚染等の防止対策を行うこと。
e. 患者の利用する廊下には手摺を設置する。伝い歩きが可能なようにできるだけ連続して設置すること。
f. 小児用の診察室や病棟等では子供の心理に配慮し、診察や検査、入院生活の不安を和らげるような、楽しさや遊びのデザイン等を取り入れ療養環境を充実させる。
g. 診察室、説明室、面談室、病室、トイレ等の患者のプライバシーに配慮すべき諸室については、基本設計書、諸室リストに特段の記載がない場合においても会話の内容が外部から把握できない程度の遮音性能を確保すること。
h. ＩＣＵ病室、重症個室等、仕上げ材料の模様により患者がせん妄を起こす恐れのある諸室には、ヒアリングの上天井の仕上げ材料に配慮すること。

(エ) 建具等

a. 患者が利用する外壁の窓は、患者の飛び降り防止や物品等の落下防止に配慮し、解放制限を行うこと。
b. 風除室等不特定多数の利用が想定される部分、多目的トイレ、手術室、集中治療室等患者の緊急性や清潔性を要求される部分、ＣＴ室等重量のある鉛入り遮蔽扉等は必要に応じて自動ドアとする。
   自動ドアのスイッチは、非接触型とする等、用途に応じた適切な仕様とし、必要に応じて非常用電源対応とする。

c. 患者が利用する建具、車いす、ベッドが通過する内部建具は、原則として壁収納型の上吊り引戸とする。

d. ドアハンドル類は、院内感染対策に配慮した形状、材料、方式とすること。また、清掃のしやすさにも配慮すること。

e. 病棟・病室のトイレ、シャワー、浴室、屋上庭園等外部からの出入口の段差をなくす等、病院施設及び敷地全体のバリアフリー化を徹底すること。

f. 各室の扉について、在室状況が分かるよう必要に応じて小窓等を設けること。

g. 患者が利用する各室扉は、指詰め、指の引込み等の事故の防止に配慮すること。

(オ) 外構・植栽への配慮

a. 車道部の舗装については、走行する車両に見合った仕様とすること。

b. 歩道部の舗装材については周辺環境に調和した色、材料を選定し、かつ、耐久性、対候性の高い材料を選定すること。また、一部に溶融スラグを利用したインターロッキングブロックを使用し、同材料を使用している旨の表示を行うこと。

c. 植栽については、維持管理が容易であり、季節感のある樹種を選定すること。

イ. 構造計画

(ア) 基本方針

a. 将来の医療環境の変化に柔軟に対応できる構造計画とすること。

b. 免震構造を採用し、災害時の安全性の確保と病院機能の維持が可能な構造とすること。

(イ) 基礎構造

a. 地盤改良範囲の要求性能は、以下のとおりとする。

地表面加速度	建物直下
150cm/sec²	FL＞1.0
350cm/sec²	FL＞1.0、Dcy≦5cm、PL≦5.0

但し、杭基礎の採用、地盤改良体の耐震性の確保を行う場合はこの限りでない。

(ウ) 免震構造

a. 設計用入力地震動

- 建築基準法等で定められた設計用入力地震動に加え、「大阪府域内陸直下型地震に対する建築設計用地震動および耐震設計指針」で提示されている地震動についても考慮すること。入力レベルはレベル 3B、目標耐震性能は、限界状態Ⅱとする。

b. 免震部材

- 原則、アイソレータとダンパーは分離型とし、万一の取り換えに十分配慮した計画とすること。

c. アイソレータ

- せん断歪 400%まで安定した鉛直荷重支持能力を有するものとすること。

d. ダンパー

- 長時間・長周期地震動、内陸直下型地震等の様々な地震動に対し十分なダンパー性能を有するものとすること。

(エ) 上部構造

a. 免震構造の上部構造として十分な剛性と耐力を確保すること。

(オ) 居住性能

a. 人の動作又は設備による振動に関する床の性能

- 床の用途上、日常的な振動発生源になると想定される加振条件下で、床の応答加速度は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針」（日本建築学会環境基準 AIJES-V001-2004。以下、「居住性能評価指針」という。）の鉛直振動に関する性能評価曲線 V-70~90 以下とする。

b. 交通による振動に関する性能

- 交通による振動の影響が最も大きくなると想定される加振条件下で、床の鉛直振動及び水平振動の応答加速度が、居住性能評価指針の鉛直振動に関する評価曲線 V-70~90 以下、交通による水平振動に関する性能評価曲線 H-70~90 以下とする。

c. 風による振動に関する性能

- 再現期間 1 年の風による床の最大応答加速度は、居住性能評価指針の風による水平振動に関する性能評価曲線 H-70~90 以下とする。

ウ. 設備計画

(ア) 電気設備　基本方針

a. 関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全が確保されるように計画する。

b. 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。

①省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。

②施設の適切な運用及び保守管理が行えるものとし、適切な系統分け、計測、計量等が行えるように検討する。

③必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討する。

c. 災害時においても、施設利用者の安全確保のために必要な機能を確保できるように計画する。また、施設の役割、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる機能が確保できるように計画する。

なお、災害応急対策活動が必要な箇所では、災害応急対策上必要な電力設備の機能が 72 時間確保できるように計画する。

d. 設備容量、数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。

e. 盤類等は、業務内容、管理体制等を考慮して確実な操作が行え、高温、多湿の場所を避ける等、周囲環境に留意して配置を計画する。

f. 地下埋設物は、不同沈下のおそれがある場合は、必要に応じて被害を防止するように計画する。

(イ) 電気設備諸室　基本事項

a. 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を加味して、機器の適正な配置及び維持管理に必要な面積を計画する。

b. 受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、通信設備の主装置等を設置する諸室の位置は、機器の搬入・搬出等が容易に行える場所に計画する。

c. 施設の敷地条件、使用条件等に応じて、洪水等により必要な電力及び通信網の途絶が起こらないように計画する。

d. 不必要な給排水管、雨水管、給排気ダクト、ガス管、油管等を、横断又は設置しないものとする。また、水損被害を受けないように便所、湯沸し室、厨房等の水を扱う室の直下階に配置しない。

(ウ) 空気調和設備　基本方針

a. 関係法令の定めるところにより、熱環境・室内環境、安全性等の確保が図られるように計画する。

b. 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。

①省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。

②施設の運用及び保守管理が容易に行えるものとする。

③必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるよう

に検討する。

c. 災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる空調設備の機能が 72 時間確保されるように計画する。
なお、災害応急対策活動が必要な箇所では、災害応急対策活動上必要な空調設備の機能を確保できるように計画する。

d. エネルギー等の適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。

e. エネルギー源は、各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性、周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討して選定する。

f. 地中埋設物は、不同沈下のおそれがある場合は、必要に応じて被害を防止するように計画する。

(エ) 給排水衛生設備　基本方針

a. 関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全が確保できるように計画する。

b. 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。
①省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。
②施設の運用及び保守管理が容易に行えるものとする。
③必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討する。

c. 災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる給水・排水設備の機能が 72 時間確保できるように計画する。

d. 給水量等は、適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。

e. 地中埋設物は、不同沈下のおそれがある場合は、必要に応じて被害を防止するように計画する。

(オ) 空気調和、給排水衛生設備諸室　基本事項

a. 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を加味して、機器の適正な配置及び維持管理に必要な面積を計画する。

b. 施設の敷地条件、使用条件等に応じて、洪水等により所要の設備機能の途絶が起こらないように計画する。

(カ) 昇降機設備　基本方針

a. 関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全が確保できるように計画する。

b. 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。

①省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。
②施設の適切な運用及び保守管理が行えるものとし、適切な配置及び系統を検討する。
③必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討する。

c. 災害時においても、施設利用者の安全確保のために必要な機能を確保できるように計画する。また、施設の役割、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる機能が確保できるように計画する。
なお、災害応急対策活動が必要な箇所では、災害応急対策上必要な機能が 72 時間確保できるように計画する。

（4） 要求水準書等の変更

ア. 当院による変更

当院は工事期間中に次の事由により、本要求水準書・基本設計書等の変更を行うことがある。変更の手続及び費用負担等については契約書による。

a. 法令等の変更により業務内容を変更する必要が生じたとき。
b. 災害、事故等により特別な業務を行う必要が生じたとき、又は業務内容を著しく変更する必要が生じたとき。
c. 当院の事由により業務内容を変更する必要が生じたとき。
d. その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ. 入札参加者による変更

入札参加者は、入札前に、本要求水準書等に示された内容に対して、品質・性能を向上させる又は工事費等を低減するためのＶＥ提案をすることができる。当院が各 VE 提案の採否を判定し、採用が確定された事項については、本要求水準書・基本設計書等に示された内容を変更できるものとする。

(ア) 基本的な考え方

次に該当するものは VE 提案の対象とすることができない。ただし、該当する場合であっても、ライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合については、この限りではない。

a. 基本設計書に示す機能・性能・品質が低下するもの

b. 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの
c. 構造耐力上主要な部分に大幅な変更を伴うもの
d. 設備計画に大幅な変更を伴うもの
e. 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
f. 工事中の騒音・振動が増加するもの
g. 環境負荷が増大するもの
h. 防災性・安全性が低下するもの
i. 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
j. その他、上記に類するもの

(イ) 具体的な考え方

a. 配置計画にかかわるもの
- 土地利用・建物配置は変更できない。
- 総駐車台数は基本設計書に示す台数以上とする。
- 平面駐車場の配置は変更できない。また、平面駐車場の駐車台数は基本設計書に示す台数以上とする。

b. 面積・高さにかかわるもの
- 延床面積は基本設計書に示す数値を基準として±3%を許容範囲とする。
- 建築物の高さ・最高高さは基本設計書に示す高さ程度とし、日影規制等の法的規制内とする。
- 主要諸室の天井高は諸室リストに示す数値以上とする。

c. 平面計画にかかわるもの
- 主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は変更できない。
- 主要諸室の面積は諸室リストに示す数値とするが、柱の形状や寸法の変更に伴う微修正は可能とする。

d. 構造計画にかかわるもの
- 基本設計書に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
- 免震構造は変更できない。
- 液状化に対する目標性能を遵守すること。
- 設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件は変更できない。

e. 設備計画にかかわるもの

- 基本設計書に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。
- 井水利用については、基本設計書に示された機能、性能、品質以上とする。
- 敷地内に設けた防火水槽及び地下式消火栓は変更できない。

f. その他

- 諸室リスト及びヒアリング図に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。

（５）別途発注工事等

本工事の対象外として想定される工事項目は【別添資料８】工事区分表に示すとおりとする。その他、当院は次の別途工事・業務の発注を本工事期間中に予定している。

(ア) 医療機器の発注・搬入・設置
(イ) 什器備品等の発注・搬入・設置
(ウ) 医療情報システムの構築・発注・設置
(エ) 電話システムの構築・発注・設置
(オ) 電波時計受信システムの構築・発注・設置
(カ) セキュリティーシステムの構築・発注・設置
(キ) その他通信システム類の構築・発注・設置
(ク) レストラン内装工事
(ケ) コンビニエンスストア内装工事
(コ) 引越し業務
(サ) 本工事に係る実施設計監修業務
(シ) 本工事に係る工事監理業務

５ 業務共通の要求水準

（１）実施設計業務・建設業務共通事項

ア．関係法令等の遵守

業務の実施にあたっては、医療法・放射線障害防止法・電波法・建設業法・都市計画法・建築基準法・消防法・電気事業法・水道法・下水道法・労働安全衛生法・その他の関連法令等を遵守すること。

イ．適用基準等

業務の実施にあたっては、国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した次の基準等を適用すること。なお、基準等は全て契約締結時での最新版を使用するものとし、本工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議するものとする。

（ア）共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 建築工事における建設物副産物管理マニュアル
- 官庁営繕事業におけるＢＩＭモデルの作成及び利用に関するガイドライン

（イ）建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準及び同解説

（ウ）建築積算

- 建築数量積算基準
- 建築工事内訳書標準書式

- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

(エ) 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）
- 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）
- 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）
- 病院設備設計ガイドライン（BCP 編）

(オ) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

ウ．業務の実施体制

- 受注者は当院に、契約締結後速やかに、業務実施体制を提出すること。なお、受注者は原則として、提案書に記載した実施体制により当該業務を履行すること。
- 実施設計業務・建設業務の実施体制は次のとおりとする。

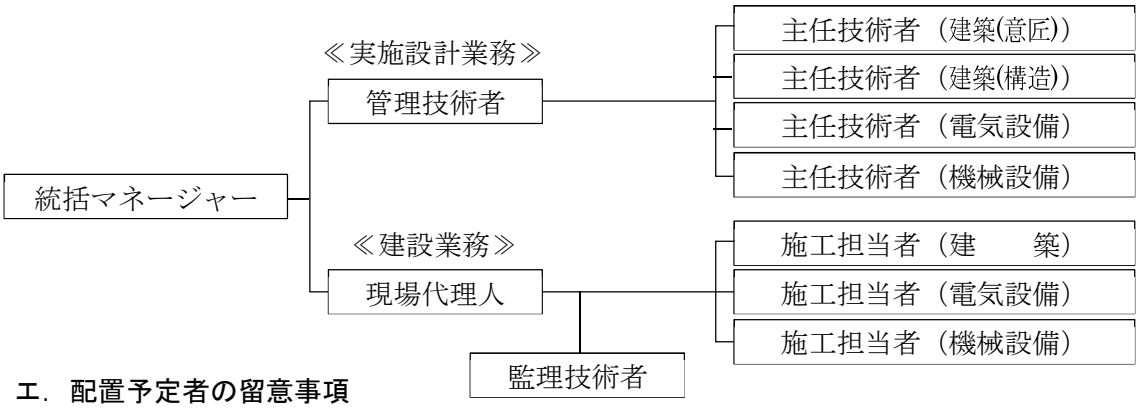

エ．配置予定者の留意事項

- 配置予定者は、原則として、技術提案において提案した者（複数の場合はそ

の候補者から各 1 名を選定）を配置し、本施設の引渡しが完了するまでの間は変更できないものとする。ただし、病気入院・死亡・退職等やむを得ない理由により、その者を配置できない場合は、当院が同等以上の能力を有すると認める場合に限り変更を認める。

- 受注者は、選定した者の氏名、住所及び経歴等を書面により当院に提出すること。
- 当院がその者を当該職務において著しく不適切であるとみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じること。

(ア) 統括マネージャー

- 受注者は契約締結後速やかに、実施設計業務・建設業務を統括する統括マネージャーを配置すること。なお、統括マネージャーは、実務経験が豊富であり、本書の趣旨及び内容を統括的に本工事に反映できる誠実かつ責任感があるものを選定すること。
- 統括マネージャーは、実施設計業務における管理技術者、建設業務における現場代理人・監理技術者を統括し、実施設計業務及び建設業務に関し、相互調整を行う。
- 統括マネージャーの元に、実施設計業務における管理技術者及び各主任技術者を、建設業務における現場代理人・監理技術者及び各施工担当者を配置する。
- 統括マネージャーは、現場代理人・監理技術者を兼ねることができる。

(イ) 管理技術者

- 受注者は、実施設計業務の遂行にあたり、管理技術者を配置すること。
- 建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士の資格を有する者であること。
- 設計業務を行う企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに病院の実施設計業務に業務着手から完了まで一貫して従事した実績があること。
- 管理技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

(ウ) 主任技術者

- 受注者は、実施設計業務の遂行にあたり、建築（意匠)、建築（構造)、電気設備、機械設備の工種ごとに主任技術者を配置すること。
- 建築（意匠）主任技術者は、建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士の資格を有する者であること。

- 建築（構造）主任技術者は、建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士又は建築士法第 10 条の 2 第 1 項に定める構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士又は建築士法第 10 条の 2 第 2 項に定める設備設計一級建築士、あるいは建築士法施行規則第 17 条の 18 に定める建築設備士の資格を有する者であること。

(エ) 現場代理人

- 受注者は、建設業務の遂行にあたり、建設業務期間中本工事専任の現場代理人を配置すること。
- 建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士又は建設業法別表（二）に定める一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- 現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。

(オ) 監理技術者

- 受注者は、建設業務の遂行にあたり、本工事専任の監理技術者を配置すること。
- 建築士法第 2 条 2 項に定める一級建築士又は建設業法別表（二）に定める一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ建設業法第 26 条第 4 項に定める監理技術者資格証を有する者であること。
- 建設業務を行う企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 平成 17 年 4 月 1 日以降､医療法における 300 床以上の病床数を有する病院の施工現場において、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で連続して 12 ヶ月以上従事した実績があること。

(カ) 施工担当者

- 受注者は、建設業務の遂行にあたり、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の工種ごとに施工担当者を配置すること。

オ. 監督職員の指示

- 受注者は、業務期間を通じ、監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

カ. 予定工程表

- 受注者は、契約締結後速やかに、実施設計業務着手から引渡しに至る手順と日程の計画を表した予定工程表を作成し、当院に提出すること。
- 提出した予定工程表を変更する必要が生じた場合は、関連工程と調整の上、修正工程表を作成し、当院に提出するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

キ．期限の遵守

- 受注者は、常に自らの業務の進捗状況を把握し、完了期限又は当院が指定した期限を遵守すること。なお、当院は受注者に対し、業務期間内外を問わず必要に応じて業務の進捗状況及び成果物の提出を求めることができる。

ク．打合せ及び記録

- 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員等と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。また、打合せのための場所・機材・資料等を提供する等、打合せの開催に協力すること。
- 受注者は、監督職員等から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- 受注者は、監督職員等と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、監督職員の確認を受けること。

ケ．提出書類

- 受注者は、当院が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- 受注者が当院に提出する書類で、様式及び部数が定められていない場合は、監督職員の指示によるものとする。
- 提出書類は、各工種（建築・電気設備・機械設備・外構等）に分けて提出すること。その場合の部数は監督職員の指示によるものとする。また、必要に応じて、当院が指定したコンピューターソフトにより作成し、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の電子的媒体による文書データを添えて提出すること。

コ．ＢＩＭの導入

- 本工事では基本設計からＢＩＭを導入しており、今後も実施設計から建設、維持管理・運営に至るまでのライフサイクルを通して、ＢＩＭモデルを利用した技術的な検討を行っていくものとする。
- 実施設計に必要であれば、基本設計で作成したＢＩＭモデル（ArchiCAD による建築図）のデータを使用することは可能であるが、この場合の手続及び著作権等については当院との協議による。

- 受注者がＢＩＭモデルを作成及び利用するにあたり、基本的な考え方及び留意事項は「官庁営繕事業におけるＢＩＭモデルの作成及び利用に関するガイドライン」の最新版を適用する。
- 成果物の引渡し等にあたって使用する設計図書は２次元の図面等（ＣＡＤデータを含む）であるが、作成したＢＩＭモデル及び使用したＢＩＭソフト（１ライセンス）も成果物として提出すること。
- 完成図等のために作成したＢＩＭモデルを利用して、施設管理者等が本施設を維持管理・運営していくにあたって利用する情報・ツール等を作成し、成果物とする場合は、その電子納品の有無やファイル形式等について当院と協議すること。

サ．関係官公署等への許認可申請等に係る手続

- 受注者は、業務の実施にあたって必要な関係官公署等に対する協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続等（以下、「関係官公署等への手続等」という。）を速やかに行うものとし、その内容を当院に報告しなければならない。
- 受注者は、業務の実施にあたって当院が行うべき関係官公署等への手続等についても支援すること。また、必要に応じてこれを代行すること。
- 関係官公署等への手続等にあたっては、届出内容等について、あらかじめ当院に報告し、承諾を受けること。
- 関係官公署等への手続き等に係る費用は受注者の負担とする。
- 受注者が関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、当院に提出すること。

シ．設計変更

- 当院は必要と認めた場合、設計の変更を要求することができるものとする。この場合の手続及び費用負担等については契約書による。

ス．説明会等の支援

- 受注者は、当院が主催する説明会・内覧会・視察等に際して、説明会資料の作成・説明会への出席・計画内容の説明・質疑対応等の支援を行うこと。
- 説明会等において近隣住民・関係者等から計画内容に対する要望が出た場合は、当院と協議のうえ対応すること。

セ．本工事紹介資料の作成

- 受注者は実施設計完了時、工事中間期、及び完了時に、本施設を説明・紹介するためのパンフレットを作成し、当院に提出すること。

- また、建設業務期間中、定点における撮影を行い、工事完了後には、本工事の記録及び本施設の紹介を記録したＤＶＤを作成し、当院に提出すること。映像・音声・テロップ等の編集を含み、著作権等に関わる調整は受注者の負担で行うこと。
- 上記パンフレット及びＤＶＤの具体的な内容・仕様等については、当院との協議による。

ソ．ＰＲ動画作成

- 受注者は、実施設計完了時及び工事完了時に、ＣＧ等の技術を効果的に活用した本施設のＰＲ動画を制作すること。映像・音声・テロップ等の編集を含み、著作権等に関わる調整は受注者の負担で行うこと。
- 成果品の仕様、記録媒体、数量等については当院との協議によるが、当院ホームページ等での動画配信を予定している。

タ．敷地の管理

- 受注者は、契約締結後、本工事整備対象敷地について、次に示す状態とならないよう仮囲いで囲う等、適切に管理すること。

  - 関係者以外が敷地内に侵入するおそれがある状態
  - 放火等を誘発するおそれがある状態
  - 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
  - 廃棄物の投棄を招くおそれがある状態
  - 周囲の美観を著しく損なう状態
  - その他著しく公益に反する状態

チ．境界杭の設置等

- 受注者の負担において、全ての境界杭を保全し、必要に応じて引照点を設置すること。また、測量が必要な場合は受注者の負担で行うこと。

ツ．鉄道近接工事に伴う事前協議等

- 受注者は必要に応じて、近接する鉄道敷き等の関係者との事前協議を行うこと。
- 事前協議により必要と認められた場合は、列車運転等の安全並びに鉄道諸設備の保全に関し必要な措置（保安管理・見張員の配置・交通整理等）を講じること。
-

テ．隣接商業施設との連絡通路設置に伴う協議

- 受注者は、敷地の東側隣接地に建設予定の商業施設との連絡通路設置において、当該施設整備事業者である西日本旅客鉄道株式会社等、関係者と必要な協議を適宜行うこと。

ト．近接工事との調整

- 受注者は、東側隣接地における商業施設の建設工事（予定)、近接地における国立循環器病研究センター移転建替整備事業（予定）等、大規模近接工事と十分な協議・調整を図ること。

ナ．工事期間中に発注する別途発注工事等に係る事項

- 受注者は、当院が本工事期間中に発注する業務上密接に関係する別途発注工事等（P19）について、別途発注工事の受注者と十分な調整・連携を図り、工事等が円滑に行えるように協力すること。
- 医療機器・什器備品等の据付に必要な基礎工事、壁・天井等下地補強工事、点検口設置等については、実施設計業務及び建設業務において遺漏のないよう注意すること。なお、実施設計完了後に変更が生じた場合は、当院と十分な調整・連携を図り、建設業務において内容を反映させるものとする。
- 当院は本工事の実施設計業務に対する実施設計監修業務及び工事監理業務を本工事に係る基本設計業務の受注者に委託する予定である。受注者は実施設計監修者及び工事監理者と十分な調整・連携を図り、実施設計業務及び建設業務を円滑に遂行すること。なお、当院は、本工事において当院が行う受注者からの提出書類の確認、現場の立会及び材料の検査等について、必要に応じ、その業務の全部又は一部を実施設計監修者及び工事監理者に委ねることができる。
- 受注者は、当院が本工事の推進にあたり P19 に示す別途発注工事・業務以外に発注する各種支援業務等の受注者とも十分な調整・連携を図ること。

ニ．工事費の確認

- 受注者は、当院との契約締結後、遅滞なく入札金額内訳書の内容を精査し、工事費内訳明細書を提出すること。
- 受注者は、実施設計業務完了時、建設業務出来高確認時、建設業務完了時において、契約締結時点における金額の範囲内で工事費内訳明細書を作成し、当院の確認を受けること。
- 本工事は国庫補助金対象事業であり、補助申請等に必要となる工事費内訳明細書を当院と協議のうえ作成すること。

- その他、受注者は当院と協議のうえ必要に応じて工事費内訳明細書を作成すること。

ヌ．セルフモニタリングの実施

- 受注者は、自らの業務実施状況について定期的にセルフモニタリングを行い、本要求水準書、基本設計書との整合・変更、業務の進捗状況について確認し、資料を作成するとともに、実施設計業務期間中、実施設計業務完了時、建設業務期間中及び建設業務完了時に当院に報告を行うものとする。
- セルフモニタリングを実施するにあたり、受注者はセルフモニタリングの実施計画を立案し、計測する定量的な指標、達成水準、指標の収集方法、時期等について当院と協議すること。
- 当院は、受注者の業務が要求水準に適合していることを確認するため、定期的にモニタリングを行う。受注者は当院が行うモニタリング結果を受け、業務遂行の改善に役立てること。

※モニタリング：当院が、受注者が行う業務に対して、適正かつ確実な業務水準が確保されているか、監視（評価・測定）をする行為。

ネ．検査・引渡し

（ア） 部分払出来形検査及び中間検査

- 受注者は、部分払の請求にあたり、当院が検査を行う者として指定した職員（以下、「検査職員」という。）による部分払出来形検査を受けること。
- 本工事の中間段階において、履行状況を確認するために、検査職員及び工事監理者の検査を行う場合がある。
- 受検に際しては、受注者は現場代理人、監理技術者等を同席させること。

（イ） 完成検査

- 受注者は、工事完了後、速やかに完成届を提出し、監督職員による工事の完成の確認後、検査職員の完成検査を受けること。
- 完成検査を行う場所及び日時は、受注者からの完成届による通知がなされた後、検査職員が決定する。
- 検査に合格しなかった場合は、受注者は直ちに補修し、当院の確認を受けなければならない。
- 完成検査の受検に際しては、受注者は現場代理人、監理技術者等を同席させること。

(ウ) 引渡し

- 受注者は、完成検査に合格したときは、当院の指示に従い、直ちに工事目的物を引渡さなければならない。
- 受注者は、引渡しに際して、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。
- 受注者は、引渡し後も１年間は、当院の求めに応じ、建物の各設備等の調整を行うこと。

(エ) 法定適合検査

- 受注者は、完成届の提出に先立ち、必要となるすべての法定検査を受けること。
- 検査に係る費用は受注者の負担とする。

ノ．建物経年調査

- 工事目的物を当院へ引渡したのち、契約書に定める瑕疵担保の期間内に、当院の指示に基づき工事全般について瑕疵又は損耗に関する調査を行うこと。調査の回数は１年目及び２年目の２回とする。
- 調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者が立案し、当院と協議すること。
- 調査の結果、工事目的物に瑕疵が認められた場合は、受注者は当院と協議の上、速やかに契約書に基づき適切な対応を行うこと。

６ 実施設計業務に関する要求水準

（１） 業務の方針

本要求水準書、基本設計書等を十分に理解した上で、技術提案の方針に基づき実施設計を行うこと。業務の実施にあたっては、当院と十分に調整を行った上で円滑な進捗を図ること。

（２） 業務の適用基準

本項に記載するもののほか P22～23 に記載する適用基準による。適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ当院と協議し、承諾を得なければならない。

（３） 業務の範囲

ア．本施設の実施設計

整備対象施設の実施設計に関する次の（ア）～（カ）の業務を実施すること。

（ア） 実施設計標準業務（平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第二号イによる）

a. 建築（総合）実施設計に関する標準業務
b. 建築（構造）実施設計に関する標準業務
c. 電気設備実施設計に関する標準業務
d. 機械設備実施設計に関する標準業務
e. ガス設備実施設計に関する標準業務
f. 昇降機設備実施設計に関する標準業務

（イ） 事前調査業務

現時点で当院が実施又は把握している地盤及び測量に関する情報は【別添資料４】【別添資料５】に示すとおりとするが、実施設計業務を遂行するにあたり受注者が必要と考える調査等を、適切な時期に実施すること。

（ウ） 積算業務

当院の承認を得た設計図書に基づき、工事費内訳明細書の作成を行うこと（複合単価等の作成を含む。）を行うこと。

(エ) 透視図作成

病院関係者等への説明資料として、鳥瞰（1 カット）、外観・内観（各 2 カット）の計 3 種類の透視図（カラー）を作成すること。判の大きさは A2 とする。

イ．実施設計に伴う許認可申請業務

各種法令等に基づく申請や届出のうち、本業務において必要なものを調査し、手続等を行うこと。また、手続等に関する関係官公署等との協議内容を当院に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを当院に提出すること。

本業務において必要となる主な申請等は次のとおりである。

- 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請、確認済証の取得
  （吹田市の建築主事による建築確認を受けること）
- 指定性能評価機関における性能評価に係る手続及び国土交通大臣認定取得
- 吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく協議、手続
- 吹田市環境の保全等に関する条例及び吹田市中高層建築物の日照障害等の指導要綱に基づく協議、手続
- 吹田市高層建築物等に係る防災計画の指導要綱に基づく防災計画書の作成、防災評定に係る手続
- 吹田市景観まちづくり条例に基づく協議、手続
- 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく協議、手続
- 文化財保護法に基づく協議、手続
- 都市計画法第 58 条 2 の規定による地区計画の区域内における建築行為の届出
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく措置、省エネルギー計算書の作成、届出
- 大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく環境計画書の届出（CASBEE 及び大阪府の重点評価。認定機関による評価認証を取得すること）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出
- 電波伝搬障害防止制度に基づく届出
- 医療法に基づく許認可申請の資料作成、支援等
- 医療機器設置等に係る許認可申請の資料作成、支援等
- 国庫補助等の申請に係る資料作成、支援等

ウ．その他業務

（ア） プレゼンテーション資料の作成

（4） 業務の実施条件

ア．ヒアリングの実施

- 実施設計を遂行するにあたり、病院各部門等の要望を十分に反映させるため、詳細な室条件（基本設計からの条件変更がある部分）についてヒアリングを実施すること。ヒアリングの対象部門等については、当院から別に指示する。

イ．実施設計監修者への対応

- 実施設計監修者は、基本設計業務における設計意図を正確に伝えるために、必要に応じて、打合せ・ヒアリングに同席する場合がある。受注者は、実施設計監修者の意見に対し、誠意を持って対応すること。
- 受注者は実施設計完了時において、当該業務の成果品について、当院への提出に先立ち事前に実施設計監修者の確認を受けること。

（5） 提出書類・成果品

受注者は、建設業務の実施に際して、【別添資料９】業務の提出書類・成果図書リストに示す提出書類・成果品等を当院に提出し、承認を得ること。

７　建設業務に関する要求水準

（１） 業務の方針

実施設計業務において作成する設計図書に従い、本施設の建設工事を、自ら指定した工期内に完成すること。

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、近隣に配慮し、安全性を第一に考え、事故のない円滑な工事の進捗を図ること。

（２） 業務の適用基準

本項に記載するもののほか P22～23 に記載する適用基準、及び実施設計業務において作成する設計図書による。

（３） 業務の範囲

次の業務を実施すること。工事種目の詳細な区分については基本設計書及び【別添資料８】工事区分表に準拠すること。

ア．本施設の建設工事

(ア) 病院本体建設工事（病院本体、医療ガス・倉庫棟、受水槽・ポンプ室）
(イ) 立体駐車場工事
(ウ) 外構工事
(エ) その他必要となる関連工事

イ．工事・その他関連業務に伴う許認可申請業務

各種法令等に基づく申請や届出のうち、本業務において必要なものを調査し、手続等を行うこと。また、手続等に関する関係官公署等との協議内容を当院に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを当院に提出すること。

（4） 業務の実施条件

ア．基本条件

- 受注者は、監督職員と十分な打合せを行い、工事を進めること。
- 業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。
- 工法、材料、製品等について、その品質、工期、安全性等の検討を十分に行うこと。また、その工法等が特殊である場合は、予め当院と協議し、承諾を得ること。
- 建築、電気設備、機械設備等の各工種間で相互の工事内容について十分な打合せ及び調整を行うこと。
- 関係者及び関係官公署等と十分な打合せ及び調整を行うこと。
- 別途発注工事等の受注者等と十分な連携を図り、工事を円滑に進めること。
- 無理のない工程を計画すること。
- 受注者は、着工前及び工事完了後に近隣家屋調査業務（着工前・工事完了後）を行うこと。調査範囲については、当院との協議による。

イ．工事監理者への対応

- 受注者は、建設業務で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類、及び使用材料・設備機器等、工事監理者による設計図書又は契約書との照合が必要な書類等については、工事に先立ち事前に工事監理者に提出し、承諾を得ること。
- 受注者は、工事監理者による現場の立会い、材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。また、受注者は、工事の進捗状況に応じて、工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

ウ．共通仮設

(ア) 監督職員・工事監理者事務所

- 監督職員、工事監理者の事務所を受注者の負担において設けること。
- 受注者の現場事務所及び作業員詰所等とは別棟とし、原則として敷地内に設けること。敷地外に設ける場合は、敷地に近接する場所に設けること。
- 監督職員 10 名・工事監理者 5 名程度が事務・打合せを行える事務室を各 1 室設けること。また、20 名程度が打合せ・会議を行える会議室、適切な規模の応接室・更衣室（休憩室）を設けること。
- 各室には照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を設置すること。数量は当院の指示による。

事務机、椅子、会議テーブル、書棚（施錠付）、図面トレイ、応接セット、ホワイトボード、電話、プロジェクタ、スクリーン、ゴミ箱、シュレッダー、ＰＣ1 台（本工事において使用するＢＩＭの推奨動作環境を満足するスペッ

クを有するもの)、ＴＶ（防災用)、ヘルメット掛け、下足箱、衣類ロッカー、電気給湯、ポット、コンロ、流し台、給茶機、冷蔵庫、カーペット、水洗トイレ（ウォシュレット付・男女別)、手洗い、エアコン（省エネ型)、ユニットシャワー、窓ブラインド、自転車２台、その他必要と思われるもの

- 原則として光回線（プロバイダー加入を含む）を引き込むものとする。
- 水光熱費・通信費・消耗品補充・清掃費用は受注者の負担とする。
- 受注者の現場事務所及び監督職員・工事監理者事務所において共用で利用できるサーバー（ウェブシステム）を設けること。
- ごみの分別など、環境に配慮すること。

(イ) 工事名称等の表示

- 仮囲いや外部足場外面に、関係法令に定める掲示物のほか、当院の指示する工事名称・当院・工事監理者・受注者・緊急連絡先等の表示を設けること。当該掲示板の規格については当院との協議による。
- 本工事の工事車両であることがわかるように、外から見やすい位置に当該表示を掲げること。

(ウ) 作業場所への侵入防止対策

- 建設業務期間中は本工事整備対象用地には全て侵入防止措置を講じ、工事関係者以外の立入りを禁止するとともに、その旨の表示を徹底すること。
- 受注者は、本工事整備対象用地に現在設置している当院所有の仮囲い（以下、「既設仮囲い」という。）を使用できるものとする。既設仮囲いの設置範囲等は【別添資料１２】現況敷地平面図に示すとおりである。
- 既設仮囲いを使用する場合、受注者の責任において点検等を行い、必要に応じて補修を行うこと。
- 既設仮囲いを使用しない又は一部変更する場合の既設仮囲いの撤去・処分は、受注者の負担により行うこと。
- 雨水処理のための沈砂池、素掘水路及びフェンスの処理は、工事着手後、必要に応じて、受注者の負担により行うこと。
- 工事完了時は、既設仮囲いを含む全ての仮設物を、受注者の負担により適切に撤去・処分すること。

(エ) 工事用電力・用水

- 着工から引渡しまでの工事及び試運転に必要な電力・発電機燃料・ガス・水道等の料金は受注者の負担とする。（本受電から引渡しまでの電気料金を含む。）

- 工事中に発注する別途発注工事等において、工事用電力・用水が必要となる場合、これらに要する費用の負担は、当該工事等の受注者と協議による。
- 防火水槽、地下オイルタンクは容量の限度まで満たしたうえで引き渡すこと。

エ．作業範囲

- 作業範囲等については当院の承諾を得ること。
- 資材置場は作業範囲内に確保し、資材等は引渡しが完了するまで全て受注者の責任において管理すること。
- 工事車両は原則として作業範囲内に駐車すること。やむを得ず作業範囲外に駐車施設が必要となる場合は、受注者の負担において、別途駐車施設を借用する等の対応を行うこと。

オ．作業日時

- 現場での作業は、原則として休日（「日曜日及び国民の休日に関する法律」に規定する休日等（以下、「休日」という。））は行わないこと。
- 作業時間は、原則として 8 時から 18 時まで（冬期 12 月から 2 月までは 8 時から 17 時まで）（以下、「作業時間帯」という。）とする。
- 作業内容・工程等の都合により作業時間の延長、休日作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を提出の上、当院と協議すること。
- 近隣住民等より、作業内容、作業日・時間等に係る協定締結の要請があった場合は、誠意をもって対応すること。
- 上記で作業を認めている日時においても、当院は指示により作業等を制約することがある。その場合、受注者はこれに従わなければならない。
- 地域行事がある場合は、当該行事に配慮し作業内容・工程等を調整すること。

カ．施工体制

- 建設業法第２４条の７の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備え付けるとともに、写しを当院に提出すること。
- 施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲示すること。

キ．施工状況の確認

- 受注者は当該業務の進捗状況及び内容について文書及び写真により、当院に定期的に報告を行うこと。
- 当院より、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況の説明等の請求があった場合は、これに応じること。

ク．工程会議

- 受注者は、工程等について協議検討を行うため、監督職員及び工事監理者と、原則として、月間工程会議（毎月１回程度)、週間工程会議（毎週１回程度）を行うこと。
- 受注者は、月間工程会議、週間工程会議に先立ち、本工事における各種工事業者及び近接工事関係者等との必要な工程調整・協議等を行うこと。

ケ．近隣への配慮

- 近接する建物での生活や業務に支障をきたさないように十分配慮すること。
- 受注者は工事にあたって、騒音、振動、光害、悪臭、粉じん、地盤沈下、水質汚濁、交通問題、電波障害、その他工事により近隣する建物での生活環境が受ける影響について予測を立て、状況を把握した上で、合理的な範囲の対策を実施すること。
- 適切な施工方法、工程計画を立案し、近隣及び工事に関して影響のある関係機関等に対し事前に周知すること。
- 建設機械等は低騒音型、低振動型を使用すること。
- 工事期間中は、近隣及び関係者等からの苦情等が発生しないように注意するとともに、万一発生した苦情等に対しては、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように速やかに処理すること。
- 近隣への対応については、事前及び事後にその内容及び結果を当院に報告すること。

コ．周辺環境の保全

- 受注者は、作業範囲、工事車両進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不要物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。
- 場内に洗車場を設け、工事車両の泥洗浄を行うこと。公道を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。
- 工事車両の敷地周辺道路での駐車、待機はしないこと。
- 道路、樹木、車両、その他の器物に損傷、汚損が生じないように留意すること。万が一、工事期間中に損傷、汚損が生じた場合の補修及び補償は、受注者の負担において、速やかに現状復旧すること。
- 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように留意するとともに、万一発生した場合は、当院に報告し、受注者の責任において速やかに対処すること。

サ．安全管理・災害対策

- 工事現場内の事故・災害等の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害を及ぼさないように万全の対策を取ること。特に第三者への安全対策に配慮すること。
- 万が一、事故・災害等が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努めること。また、事故・災害等が発生した際に、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- 工事車両進入路等に安全誘導員及び警備員を配置し、安全管理に努めること。また、主要資器材等の搬出入時は、適宜誘導員等を増員すること。
- 工事車両の通行については、予め周辺道路の状況を把握した上で、工事材料・土砂等の搬送計画、通行経路の選定、運行速度の制限、安全誘導員等の配置、案内看板の設置等について、関係機関と十分な協議を行い、交通安全管理を徹底すること。
- 通行者や一般車両はもとより、高齢者、児童、障がい者等への危険防止や安全性の確保についても十分な対策を取ること。

シ．発生土の扱い

- 本工事に伴う発生土については、埋め戻し土として使用するほか、可能な限り場内にて敷き均すこと。場外処分については、適正処理を原則とする。

ス．使用材料等

- 建築材料等については、受注者の責任において品質・性能・機能維持の観点から必要と思われる水準の材料等を使用すること。また、下地、仕上げ材とも不燃材以上の材料を使用すること。
- 化学物質を放散する建築材料等については、病院施設であることを鑑み、建物内部に使用する材料には、人体に有害と思われる物質を放散する材料は使用しないこと。ホルムアルデヒドについては日本工業規格（ＪＩＳ）・日本農林規格（ＪＡＳ）の「Ｆ☆☆☆☆」規格品以上とし、トルエン、キシレン等についても放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

セ．化学物質の室内濃度調査

- 測定実施機関（保健所又は建築物空気環境測定業の登録業者）において化学物質の室内濃度調査を実施し、室内空気質の状況が厚生労働省の示す濃度指針以下であることを確認し、当院に報告すること。
- 測定方法は、厚生労働省のガイドラインに記載されている標準的測定方法とし、測定箇所は、原則として内装・仕上げの異なる居室ごととするが、詳細は当院との協議による。測定物質は、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン等とする。

ソ．モデルルーム製作

- 本工事整備対象用地にモデルルームを製作し、病院関係者等の現場ニーズを施工に反映すること。製作対象は次のとおりとする。

  a．病室（4床室A,B・一床室A）
  b．スタッフステーション（カウンターまわりまでの範囲とする）
  c．外来診察室
  d．多機能トイレ
  e．その他、提案に基づくもの

- 内装仕上げ、内部・外部建具、造作家具、サイン、医療用アウトレット等を実物で製作すること。また、家具（ベッド・床頭台等）は受注者にて用意すること。
- 照明は点灯可能、空調及び換気設備は送風可能とする。

タ．建設業退職金共済制度

- 受注者は、建設に当たるものが雇用する建設業退職金共済制度（以下、「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 建設に当たる者が下請契約を締結する際は、下請け業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請け業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付するか、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請け業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進させること。
- 当院は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料を求めることがある。
- 下請け業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、受注者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者はできる限り下請け業者のジムの受託に努めること。

チ．ダンプトラック等による過積載等の防止

- 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 取引関係のある業者がダンプトラック等の過積載を行い、又はさし枠装着車、不

表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講じること。

- 建設発生土の処理及び骨材等の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上のダンプトラック等（以下、「大型ダンプトラック」という。）を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、受注者は適正に点検整備された「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。
- 受注者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限等を確認し、その複写を整理保管し、当院からの請求があった場合には、直ちに提示すること。
- 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。
- 上記に示す事項について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

ツ．保全資料の作成

- 受注者は、「公共建築工事標準仕様書（建築編）」において作成することが定められている「保全に関する資料」を作成の上、当院に提出すること。
- 保全に関する資料は次によるものとし、記載事項・提出部数等については、当院との協議による。

a．建築物等の利用に関する説明書
b．機器取扱説明書
c．機器性能試験成績書
d．官公署届出書類
e．主要な材料・機器一覧表等

テ．各種式典への対応

- 受注者は、適切な時期に起工式、定礎式を企画し、実施すること。事前に企画案、実施計画等を当院に提示し、当院の承認を得た上で実施すること。
- 受注者は、当院が行う完成式の支援・協力を行うこと。

ト．その他

- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとととともに、建設資材の分別解体、排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。
- 工法、材料等の選定にあたっては、できる限りグリーン調達の推進を図ること。
- 受注者は設計図を基に総合図を作成した上で、当院及び病院スタッフの承諾を得ること。
- 鉄骨工事における製作工場は、国土交通大臣から認定を受けた工場とし、工場及びそのグレードについては、当院との協議による。
- 工事完成後から開院まで、各種設備の点検・試験・試運転を行い、これらの結果報告書を作成し、当院に提出の上、施設の管理運営に支障がないことを確認すること。
- 建築物に関する完成検査、電気設備、機械設備の器具設置等に伴う許認可等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- 開院にあたっては、取扱説明書を作成の上、当院及び病院スタッフに十分な説明と操作方法の指導を行うこと。

（５） 提出書類・成果品

受注者は、施工業務の実施に際して、【別添資料９】業務の提出書類・成果図書リストに示す提出書類・成果品等を当院に提出し、承認を得ること。